

売 買 単 価 契 約 書 (案)

公益財団法人 長野県産業振興機構 理事長 山 浦 愛 幸 (以下「甲」という。)と売主
〇〇〇〇 (以下「乙」という。)は、次の条項により、物品の売買単価契約を締結する。

(総則)

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(売買物品)

第2条 売買物品の品名は、次のとおりとする。

ガソリン (無鉛レギュラー)

(納入期限等)

第3条 売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

(1) 納入期限 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 納入場所 乙の経営する給油所

(売買単価)

第4条 売買単価は、ガソリン1リットル当たり〇〇〇×110/100円とする。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (〇〇〇×10/100 円))

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、〇〇〇円としその納付は免除する。

2 乙は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として甲に
支払わなければならない。

(納入及び検査)

第6条 乙は、第3条に規定する期間中において、甲から発注があるごとに、その都度甲の指
定する日までに売買物品を納入するものとする。

2 甲は、売買物品の納入があったときは、乙の立ち会いの上でその検査を行い、合格したと
きは引渡しを受けるものとする。

3 乙は、前項の規定による検査の結果、不合格となった売買物品について、甲の指定する日
までに代品を納入し、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に直接要する費用は乙の負担とする。

(売買代金の支払)

第7条 乙は、毎月15日 までに、第4条に規定する売買単価に、前月中に前条の規定により
納入した売買物品の数量を乗じた額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数を
切り捨てた額) を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以
内に売買代金を支払うものとする。

(危険負担)

第8条 第6条の規定による引渡し前に生じた売買物品の亡失又はき損による損害は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、売買物品の引渡し後1年間に、当該売買物品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、甲の指定する日までに、自らの負担において当該売買物品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第10条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(事情変更による契約の変更)

第11条 この契約の締結後において、市場価格の変動により契約内容が著しく不相当となったときは、甲と乙が協議の上、契約内容を変更することができるものとする。

(契約解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、第6条の規定により甲の指定した日までに売買物品を納入しないとき又は納入することができないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けたとき。
- (3) 前号の場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。ただし、この違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第12条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(債務不履行の損害賠償)

第13条 乙は、その責に帰すべき事由により、第6条の規定により甲の指定した日までに売買物品を納入することができないときは、当該期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、当該発注に係る売買代金に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。

- 2 甲は、その責に帰すべき事由により、第7条第2項に規定する期限までに売買代金を支払

わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、売買代金に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。

- 3 乙は、第9条の場合において、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として甲に支払わなければならない。
- 4 乙は、第12条及び前条の規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 5 乙は、第1項又は前項の場合において、甲の受けた損害が同項に規定する遅延損害金または違約金の額を超えるときは、その超える額についても甲に支払わなければならない。

(賠償の予約)

- 第14条 乙は、第12条の2の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第12条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるとき、その他甲が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

- 第15条 乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

- 第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年4月 日

甲	住 所	長野市若里一丁目18番1号
	名 称	公益財団法人 長野県産業振興機構
	代表者名	理 事 長 山 浦 愛 幸 ㊞

乙	住 所	
	名 称	
	代表者名	